

会 議 要 旨

| | |
|-----------|---|
| 会議名 | 令和5年度 第2回三芳水道企業団水道事業運営審議会 |
| 開催日 | 令和5年9月8日（金） 13:30～15:00 |
| 開催場所 | 館山市役所 本館 2階会議室 |
| 出席者 | 三芳水道企業団水道事業運営審議会委員 8名（2名欠席） 三芳水道企業団：企業長 事務局（6名） |
| 公開・非公開の別 | 公開（一部非公開） |
| 非公開の場合の理由 | 円滑な審議運営のため、発言者の氏名については非公開 |
| 傍聴者 | 5名 |
| 会議概要・結果等 | <ul style="list-style-type: none"> ・会長あいさつ ・議事 <p>(1) 水道料金改定の方向性について</p> <p>物価の高騰による経費の増加に加え、人口減少等による水道料金収入の減少が重なり、財政収支は赤字が続き、令和7年度からは、内部留保資金を取り崩して、管路の更新や施設の耐震化などを行わなければならないと推計されている。三芳水道企業団が、健全な水道事業の運営を行うために必要な資金は10億円程度と考えられ、既に、令和2年度より10億円を下回っている状況である。このような厳しい経営状況の中で、どの程度水道料金収入を向上させるのが妥当なのか、5%、10%、15%増の改定を行った場合の財政シミュレーションを行った。審議会では、料金改定はやむを得ないとしても、料金体系については、低所得者への配慮が必要ではないかといった意見や、大地震に備え、管路の更新を迅速的、かつ、効率的に行うため、内部留保資金が必要ではないかとの意見がでた。</p> <p>(2) 水道料金設定の方針について</p> <p>三芳水道企業団の水道料金は、基本料金と従量料金で構成されている。水道料金で賄うべき収入を計算し、それを固定費と変動経費に分け、基本料金と従量料金それぞれに割り振っている。従量料金については、逓増型を採用しており、水をたくさん使うほど料金単価が高くなる仕組みとなっている。この料金体系については今後も維持する方針で検討し、5%、10%増の改定を行った場合の水道料金表を作成して、次回以降、審議を行うこととなった。</p> <p>(3) その他</p> <p>今後の開催予定について</p> |

令和5年度 第2回三芳水道企業団水道事業運営審議会 会議記録

- 1 日 時 令和5年9月8日(金) 13時30分～15時00分
2 場 所 館山市役所 本館 2階会議室
3 出席委員 眞汐 眞一(会長), 安田 信之(副会長), 倉田 孝浩,
佐野 聖一, 黒川 利也, 安室 和宏, 藤平 昇, 田邊 ひとみ
計 8名

欠席委員 阿部 美津江, 伏原 由美

| | | | | |
|---------|---------|-------|--------|--------|
| 三芳水道企業団 | 企 業 長 | 森 正一 | | |
| | 事 務 局 長 | 石井 聡 | 総務担当次長 | 井上 英介 |
| | 施設担当次長 | 石井 正裕 | 総務係長 | 渡邊 秀樹 |
| | 業務係長 | 石井 雅人 | 業務係員 | 鹿嶋 奈央子 |

- 審議会次第
1. 開会
 2. 会長あいさつ
 3. 議事
 - (1)水道料金改定の方向性について
 - (2)水道料金設定の方針について
 - (3)その他
 4. 閉会

- 会議資料
1. 令和5年度第2回三芳水道企業団水道事業運営審議会次第
 2. 席次表
 3. 第2回水道事業運営審議会資料

会議録

| 発言者 | 発言内容 |
|-------------|--|
| 事務局 (進行) | <p>定刻になりましたので、ただ今から、令和5年度第2回三芳水道企業団水道事業運営審議会を開会いたします。</p> |
| | <p>はじめに、出席委員数のご報告をいたします。本日は、阿部委員、伏原委員より、欠席のご連絡をいただいておりますので、10名の委員のうち、8名のご出席をいただいております。三芳水道企業団水道事業運営審議会条例第6条第2項の規定による過半数の定足数を満たしており、会議が成立しておりますことをご報告いたします。</p> <p>なお、本日の傍聴者数は5名でございます。</p> <p>それでは、はじめに、眞汐会長から、ごあいさつをいただきたいと思います。眞汐会長、よろしく願いいたします。</p> |
| 会長 | <p>－会長あいさつ－</p> |
| 事務局 (進行) | <p>ありがとうございました。それでは、議事に入る前に、本日の資料について、ご確認をお願いいたします。</p> <p>－会議資料の確認－</p> |
| 事務局 (進行) | <p>それでは、議事に入らせていただきます。議事進行につきましては、三芳水道企業団水道事業運営審議会条例第6条第1項の規定により、会長が議長となることとなっております。眞汐会長、よろしく願いいたします。</p> |
| 議長 | <p>それでは、次第に沿って、議事を進めてまいります。</p> |
| 事務局 | <p>はじめに、事務局から今日の議事に関し説明をお願いします。</p> <p>－事務局説明「水道料金改定の方向性について」及び「水道料金設定の方針について」－</p> |
| 議長 | <p>ただ今、事務局から説明がありました。それでは、議事の1「水道料金改定の方向性について」を議題といたします。ただ今の説明について、ご意見・ご質問等ございましたら、挙手をお願いいたします。</p> |
| 委員 | <p>令和7年度に水道の統合があると思いますが、今回の料金改定は令和6年度だけのために改定をするのでしょうか。</p> |
| 事務局 | <p>令和6年度だけではなく、ご説明したとおり、既に留保資金に関しては、10億円を下回っています。今回の改定は、将来に向けての改定になりますので、令和6年度のみではありません。また、令和6年中の改定を目指しており、データの説明をさせていただきましたので、令和6年12月中には改定をして、それ以降、将来にわたって、経営の健全性を保っていききたいと、そういう方向で今回の改定率案をお示したところです。以上です。</p> |
| 委員 | <p>続きまして、質問させていただきます。統合後の料金は、今回の料金改定をしたら、統合後に新たな料金改定は起きないという認識でよろしいでしょうか。</p> |

事務局

先日の館山市の全員協議会でも安房広域の職員から説明があったと思いますが、水道料金については方向性が、今後どうなるのか明確に示されておられません。非常に申し訳ございませんが、まだはっきりとしたことが決まっておられませんので、統合後の料金というのは、とりあえず外した形で、現状の三芳水道企業団、南房総市も一緒に料金体系でございますので、2つの将来的な経営を重視して、今回の改定案をご提示させていただいております。以上です。

委員

では、今、料金改定をした場合、統合後に料金が変わった場合、そういうケースもあると思います。今、料金を変えて、次の料金改定3年後まで変えないというパターンと、もし、令和7年度、あと一年、半年後に統合して、新規事業体としてスタートした場合に、もし料金が変わるということもあるということでしょうか。

事務局

おっしゃるとおりでございます。ただ、統合に関しては、統合後、料金統一を一つの目標というふうにしてございますので、その料金統一というのはどの段階の料金になるのか、まだ示されておられませんので何ともいえませんが、ゆくゆくは料金統一ということで、それぞれの段階で料金改定はするものと考えております。

委員

であれば、今、料金改定をする意味というのが。今後の企業団の経営の健全性のためと局長がおっしゃられていて、承知しております。ですが、例えば1年後変わって、また、すぐ半年後、1年後にまた料金改定があるということも起きなくはないということだと思っております。それというのは、やはり、数か月のために、今これだけの労力を使って、料金改定をする費用対効果があるのか、それとも、令和7年度の統合以降の日を待って、料金を変えた方がいいのか、私は後者の方の気持ちなんですけど。あえて、今、今回料金を変えなければいけないという、その指針としては増額という思いではあるのは、今の説明であるのかなとは思いますが、統合後にも料金が下がるという見込みは正直なところ難しいのかなと思います。ですので、前段として上げるのか、統合後に更に上げるために今上げるのか、というような気持ちもあるんですが、それはどうお考えですか。

事務局

委員さんのお考えも、私も一部同じ考えです。というのも、こちらの表をみても、鋸南町が1位、鴨川市がその後に続いて、南房総市、三芳水道企業団と続いております。この状況の団体がこれから統合していくわけなので、おっしゃられたとおり、料金が下がるというのはなかなか難しいというのは、私も同意見です。仮に、これから料金を上げなければいけないとなったときに、1年、2年で上げるのか、仮に10年後に料金統一を目指すとするならば、1、2年のスパンで徐々に徐々に上げていくのか、それを私どもで考えたときに、少しでも長い月日で徐々に徐々に上げていった方が、使用者の皆様の負担の方にも影響が少ないのではないかという考えを一つ持っております。以上です。

委員

わかりました。最後に一つ。私の認識の違いがあったのかと思うのは、令

和7年度に新規事業体として統合した場合、もう、料金は一律にしちゃうのかと。例えば、今回、鋸南さんの金額に合わせていくので、今回500円ぐらい上げて、段階を踏まえるのかと思ったんですが、今のお話だと、統合後もすぐに皆一律料金になるということではないということでしょうか。

事務局

先ほど、かずさ広域水道のお話を説明させていただきましたが、平成31年度に統合しております。構成市としては、木更津、君津、富津、袖ヶ浦なんですが、ご覧のとおり、統合しても、まだ、それぞれの会計ごとに料金が統一されていない。一番近くで統合した事業体が、こういう現状なものですから、それを参考にもさせていただいております。以上です。

議長

他にございますか。

委員

知識不足ですみません。財政収支の赤字が、令和10年度、11年度に突出して多くなっている、それから12年度には凹む、この辺の予測の理由はなんですか。

事務局

令和9年度から作名浄水場の耐震化事業を予定しております、それに伴いまして、10、11、12、13（年度）と事業費が上がっているところでございます。1年間にやれる事業量は決まっておりますので、多少の増減があることはご理解いただければと思います。

委員

はい。わかりました。ありがとうございます。

議長

他にはございますか。できれば、皆さん一人一人のご意見を伺いたいと思っておりますが、いかかですか。

委員

改定率5%、10%、15%となっているが、これ以上のことは考えていないんですか。

事務局

今のところ、今の人数、業者数での事業量など、そのようなものを積算した段階で、この程度の改定でというところで見込んでいます。今後、必要などころが増えてくればあるかもしれませんけれども、現状では今はこの段階のパーセントを示させていただいているところでございます。以上です。

議長

他にはございますか。

委員

先ほどの質問の中で、統合後もすぐに料金統一することはなく、それぞれでいくのではないかというお話があったんですが、統合すれば、当然、その鋸南町さんもいるので、料金格差の話になって、そこをどう埋めていこうかという議論がすぐ始まるんじゃないかと思うんですよね。そういう中で、資料を出してもらってるんですけど、企業団さんとしては、この辺が大体、料金統合の頃合いというか、落としどころになるのではないかというような思惑はありますか。見通しとかはありますか。

事務局

統合についてなんですが、統合のメリットの一つとして、いわゆる連絡管というんですが、各浄水場や各配水場を繋いでいく。施設の規模的に今はそれぞれの行政区で持っていますが、それを安房一つ、全体的に考えるとダウンサイジングを施設的にはしていく。その経費については、国からの交付金

を使ってやると。当然、それは単独の今のままではもらえない交付金になりますので、そういったメリットがあります。そのいわゆる事業費については、まだ固まっていません。なので、先ほどの質問で回答しましたが、事業費に引張られる部分がどうしても水道料金の場合にはございますので、今のところ、こちらの質問、どれくらいというお話ですけれども、今は鋸南町が5,005円ということですが、その事業費、それは当然、事業をやれば企業債の借入がでてきます。そうすると、元金償還というものが、後年度以降、支払いのウエイトにでてきますので、そういった統合後の財政シミュレーションというのがまだ示されていませんので、大変申し訳ありませんが、明確な数字の方は、今はわからないということになります。申し訳ございません。

議長

統合後の料金改定とか、そういうものは今のところ、無視していいということですか。

事務局

わからないということになります。申し訳ございません。

委員

鋸南さんと1,000円違いますよね。かなりの料金差があるので。統合したらどうしようかというお話はしてあるのかもしれませんが、15年までの三芳水道さんの内部留保資金だけで進めちゃって大丈夫なのかという気もしないでもないんですが、今ここで審議会で決めちゃって、統合後に料金を上げようと話がでてきたときに、今回上げた意味がなくなってきちゃうんで、ちょっと迷いはあるんですけどね。見通しが立たないということであれば仕方がないのかなと思います。

議長

今おっしゃられたとおり、統合したときに、内部留保資金について説明がありましたけれども、その中で本当に足りるのか、要は、その統合したときの料金の統一性を図ったときに、持ち出しがかなりあるんじゃないかという部分で心配ですよ。それは当然だと思います。今テーブルに上がってる部分の料金については、例えば、年率5%の改定をしたときの内部留保資金というのは、この表でみれば令和14年までは10億切らないわけですよ。もし、5%上げれば…そうすると、三芳水道だけでみれば、別に焦って10%、15%上げる必要はないんじゃないかと。5%上げれば、令和14年度まで保つのであれば、これでまた近くなったら、検討すればいいという話にもなりますよね。ただ、今おっしゃったように、統合の話がでてきたときに、じゃあ、内部留保資金としてどのくらいのゆとりを持っていないといけないかという話になれば、それは、例えば、10%になるとかなりの内部留保資金のゆとりがでてくると思います。これだけあれば、統合して、料金改定の部分で、このくらいの幅があれば当面の間やっていけるのかというような見通しがあればですね、また、それは10%でもやむを得ないというところもでてくると思いますよね。ですから、前段の条件によってですね、ここでたたき台で皆さんのお話してもらおう中で、その辺の見通しが一つないというのがちょっと。皆さんも多分質問したいと思うんですけど、どの辺を話したらいいのかわかってないから、不安なところがあるんじゃないかと思います。例え

ば、そういった話が前段にあればですね、これはじゃあ5%ではギリギリだと、もう少しゆとりを持った方がいいじゃないかと。10%は極端にしてもですね、7、8%の料金改定はやむを得ないんじゃないかというような話も出てくるんじゃないかと思えますけれども。先行きの見通しが見えない中で、こういった話を進めていくのは非常に難しい下駄を預けられたという感じがするんですけど。内部留保資金は非常に大事なことで、例えば、一つは内部留保資金の中で、今、既存の水道管の施設の更新、こないだちょっと話をさせていただきましたが、まったく進んでいないと。私達が心配するのは、水道管というのは古いと、これから大きな地震が来るという話もありますが、そうすると、これに耐えられなくて、あちこちで水道管が漏水したときに、消防が火を消すための水がない、そうすると大災害になるんですよ。これは、前の震災のときの船形もそうだし、北条もそうだし、全部、火にかける水が無くなって、あれだけの被害になってしまったのも事実なんです。そうすると、やっぱり、水道管の施設の更新は、非常に大事なんです。新しい水道管になると、震度いくつまで耐えられるという性能もある水道管もありますので、それに変わってあげれば、そういった部分は非常に回避できるというのがあれば、内部留保資金も少し多めにとっておいて、どんどん水道管の更新をきちんと年間で計画して進めていただきたいというのは、誰でも思うところだと思うんですね。ですから、そういった部分で、内部留保資金の考え方というのはいくつか、先ほども説明がありましたけれども、そういう考え方の土台に立って話を進めていかなければいけないのかなと思います。事務局はどんな考えですか。

事務局

いま、耐震化のお話ができましたので、お話をさせていただきます。三芳水道企業団では、更新にかかる管路の整備については、耐震化も併せて、対応させていただいているんですけども、令和4年度末の管路の総延長は約410.5kmでございます。そのうち、耐震化済の管路延長は17.9km、耐震化率、パーセンテージにすると4.4%となります。それとですね、前回も申し上げましたが、今回、料金改定につきましては、三芳水道企業団で、富浦町、旧三芳村を配水エリアとしておりますので、南房総市も一緒に料金改定の審議をさせていただいております。そちらの状況を説明させていただきますと、南房総市も7月に第1回、8月に第2回ということで審議会を開催しております。まず、南房総市の諮問の概要ですが、給水人口の長期的な減少予測や節水意識の高まり等により、水道料金収入は長期的に減少傾向である。これは三芳水道企業団と同じです。その一方で、物価の高騰による施設の維持費や更新費の増大傾向により経営環境が厳しさを増している。これも三芳水道企業団と同じでございます。そのため、現在のところ、令和6年度内に15%増の料金改定を想定していますというのが、諮問の内容になります。それで、審議を2回ほどした中で、南房総市も15%増までの料金改定率案を5%、10%、15%という形で、皆様にお示しをして、内容を説明したと伺っております。その内容でございますが、現行のままですと、資本的収支の

赤字に加えまして、令和8年度以降、収益的収支も赤字になり、令和5年度末の現金の保留見込額が8億7千万円ほどに減ってしまうと。そのままいきますと、令和15年度末で約1億5,900万円まで下がる見込みである。仮に、令和6年、水道料金を15%増に改定した場合ですと、令和15年度末の現金保留見込残高が約11億5,800万円、10億円程度の増額を図れるというご説明をしたと伺っております。以上です。

議長

南房総市が何%かというのに、うちが合わせる必要はないし、総トータルの水道の使用量の比率はどうなっているんですか。館山市と南房総市のトータルの水道の使用量の比率は、館山市は7割ぐらいだったと思うんですが、何割でしょうか。

事務局

水量につきましては、三芳水道企業団の区域内では、概ね、館山市が8割、南房総市が2割という状況になっております。以上です。

議長

ということです。これまで水道局さんの話を聞いていて、ここどうなってるの、とかお話がありましたら、ぜひ。

委員

先ほど令和7年度に統合というのは何が統合になるんですか。水道関係が統合になるんですか。

事務局

すみません。事前に説明しておくべきことでした。申し訳ございません。先ほど委員さんがおっしゃられました水道事業体、末端の事業体という言い方をするんですけども、三芳水道企業団、南房総市水道局、鋸南町水道課、鴨川市水道課、こちらはですね、いわゆる安房で一つに統合するという話が、県の方と併せて進んでおります。以上です。

委員

それぞれの市とかが、一緒になるんじゃないくて、水道関係がなるということですね。何をやっても、お金を出すのはそれぞれ家庭ですから、水道料金も一家庭にかかってくる、ガスにしても、電気にしてもいろんなものが一家庭にプラスにできてきているわけですよ。それだけでもかなりの額になっていっちゃうと思うんですよ。値上げするというのはしょうがないことなのかもしれないけど、その中で、水とかそういうものっていうのは、生きるために最低限必要なものですよね。そういうものをそのどうのこうのだからって簡単に上げちゃうのは。今だって、苦しい中で支払っている家庭だってあると思うから。そういう人のことを考えながら、上げなきゃいけないのはわかるけど、最低限、こここのところで水道企業団もがんばるっていうラインでね、考えていってくれないと。こんだけあると、楽に活動できるからでやられちゃうと、一番苦しいのは一家庭だと思うんですよ。そこら辺のところも考えて、上げることを考えていただきたいなと思います。一委員としては思います。全く違うレベルの話だと思いますけど。

議長

大事なことだと思います。公共料金ですからね。

委員

上げちゃうのは簡単、上げちゃったらもう絶対下がらないものだと思うから、その上げ幅とかそういうのは本当に皆がギリギリだというところで考えていった方がいいかもしれないと思います。申し訳ない。

議長

今おっしゃられたとおり、本当に生活するためのどうしても必要なインフ

ラなものですから、これはやっぱり非常に大事な部分で、館山市人口構成では高齢の方が多く、多くの方が年金暮らしとそういった背景をみると、やっぱり安易に三芳水道企業団のこれぐらいあったらいいなという部分では、困ると思います。その辺をこのテーブルでもむわけですけどね。ですから、上げ幅はギリギリにしておこうということもあると思います。ただ、それでいくと、施設更新というのも、さっきの話にでましたけれども、非常に大事なところだと思うんですけど、それをきちんと計画どおりに進めていくと、たぶん5%の料金改定の中に更新計画がどのくらい含まれているのかというのを説明してもらえますか。

事務局

こちら今回お示ししました改定の中には、前回の審議会の資料に添付させていただきましたが、令和5年度から令和15年度の主要事業、主要な水道工事一覧ということで、先ほどご説明しましたが、作名浄水場の耐震補強事業というので、大体34億円、これは令和7年度以降、およそ10年かけて予定しています。そういった浄水場の耐震、それから委員さんにご指摘いただいた漏水の未然防止を含めた事業、配水管の事業費ですが、こちらが34億円、その他、浄水場改良事業を10億円ぐらい見込んでおりまして、トータルで78億円ぐらいの改良事業を見込んで推計をしております。それとですね、委員さんからお話のありました、あくまで参考までにとということで、令和3年度の決算ベースで、実際、三芳水道企業団どういった経営状況なのかといったところで、ご参考までに数字をお示ししますと、料金回収率というのがございまして、これがいわゆる水を作る費用、それがですね、実際の程度の水道料金でまかなえているかを表す指標なんですけど、こちらが100%でスーパーという考えになっております。三芳水道企業団、令和3年度決算では71.72%、これはですね、全国平均が102.35%ということですので、3割程度低いという現状でございます。それとですね、先ほど施設更新の話がでておりますが、管路の更新率、管路の耐震化なりを事前に更新して整備していくという指標になりますけど、こちらが、令和3年度決算で三芳水道企業団は0.35%です。こちらは全国平均が0.66%なので、約半分の更新しかできていないということになります。先ほどご説明申し上げておりますが、更新には当然事業費、費用がかかります。それと、担当の職員数等々、かかってくるわけですが、現状で、正職員数が28名、一番多い時で43名いました。そこを徐々に減らして行って、今は28名です。昨年度までは29名いまして、料金の徴収も含め、予算、決算、総務系の仕事を含めまして、29名という職員体制を目安に行っております。以上です。

議長

大方、料金改定はやむを得ないと。その料金体系については、やはりできるだけ低く抑えた方がいいだろうという方向でお話がでてますけれども、一つ、その中でも施設更新というのはかなりお金がかかると、そこら辺も含めて考えたときに、今、提案がでていっている中で、10%と5%の間ぐらいかなと思うんですけど、どうでしょうか。

委員

方向性については、異議なし。

議長

よろしいですか。それでは、議題1の水道料金改定の方向性については、今のお話の感じでいきたいと思います。それでは、2番目の水道料金設定の方針についてということで、先ほど、事務局からお話があった水道料金設定のことについてというのは、基本料金と従量料金の兼ね合いについての話ですか、ご説明をお願いします。

事務局

2番目のことにつきましては、今日いただいたご意見をもとにですね、次回、資料を作成していきたいということをご説明しようかと思っていましたけども、今、会長にまとめていただいたように、まずはここで料金のパーセントをおおまかなところをこのぐらいでというお話ができましたので、それをもとに、逓増性について、どの段階をどの程度改定するか、というところではご審議いただければなというところでございますけれども。

議長

いわゆる、従量料金と基本料金のこの辺をどういうふうに考えているかと。

事務局

はい。そうです。基本料金はどのくらい上げたらいいかとか、従量料金はどの段階を上げたらいいかとか、もし、ご意見をいただければなというところでございます。

議長

基本料金というのは、多めに使っていただくご家庭とか、少ししか使わないご家庭とか、まんべんなくかかってくるものですね。あとの従量料金は使った分だけ、使った量に定数をかけて出すというような。基本的にはこのような考え方でよろしいですか。

事務局

はい。

委員

平成30年に料金改定をされたお話がありました。その時の改定は、基本、従量を増減についてどのように上げたのか、私、詳しくなくて申し訳ないんですけど、その時の改定の幅というか、どういうところを上げたのか教えていただけますか。

事務局

前回につきましては、基本料金10%程度、従量料金についてはそれぞれ上げておりますけれども、先ほどご説明があったように、使用者数の多いところを重点に上げています。低いところは、社会福祉の点から抑え、高いところは今までかなりご負担をいただいていたので、そこも少し上げ幅を抑えるというような形で改定を行っております。それぞれの段階のパーセントは、資料を持ち合わせていなくて、今お答えできませんけれども、申し訳ございません。

委員

そうすると、今回の指針も5%、10%、15%と料金体系の素案がでてきましたけれども、そうすると、例えば、今回10%上げましょうという話があった場合、基本料金を10%上げ、従量料金もそれぞれ10%上げないと予定見込みにならないという考え方でよろしいでしょうか。

事務局

単純に考えればそうですけれども、説明で申し上げたとおり、基本料金は誰でもご負担していただくところになりますので、その幅を余り大きく上げてしまうと、1m³から8m³の中の改定率がかなり上がってしまうこともございますので、その辺は皆さんのご意見をいただきながら、こちらの方で、どのくらいがいいのかというところは、今後お示ししていければなというところ

ころでございます。以上です。

委員 最後ですみません。今回の改定は、基本料金の改定料金を重視することでよろしいでしょうか。

事務局 そうではなくて、従量料金も基本料金も両方改定するという事で考えています。

委員 ありがとうございます。

議長 例えば10%上げると決まったとして、基本料金は5%で抑えてほしいなという話はありませんか。そうすれば、その分を従量料金の方に上げればいいんですよね。トータルで10%になればいいんですよね。

事務局 はい。5%、10%、15%とお示ししましたのは、それぞれの料金体系を5%、10%、15%上げるということではなくて、総収入の5%、総収入の10%を上げたいということになっていますので、上げる段階を考えながら上げていくようなことを考えています。単純に、この段階が5%、基本料金10%というところでは今のところないというところでございます。結果、そのようになってしまうということもあるかもしれませんが、そのように考えているところでございます。段階ごとに均した結果、5%なのか、10%、15%、そういう考え方でございます。

委員 そのある程度の計算は事務局さんの方で、この辺をこう上げて、これを上げると、大体総額で5%収益が上がるよってというような計算は、今後やっていただけると。今回の審議会では、その流れと5%、10%ないしを上げていこうというような話が整えばというようなニュアンスでよろしいですか、簡単に言えば。それ以降、段階的にこの辺でこれぐらい上げていこうという感じだと、トータル的に収益が上がるというお示しをいただけるということ。

議長 その辺については、議長が余りしゃべっちゃいけないんですけど、例えば、基本料金をどうのこうのっていじろうというふうになると、私もそうなんですけど、低所得者の世帯がどのくらいあるのか。昨日、一昨日あたりの市議会をみてますと、少子高齢化で高齢者がどんどん増えていくんだというような一般質問の中で話をしていました。やっぱり、増えていくのであればね、お年寄りも安心して暮らせるという部分って、市長のお話にもでてきますよね。そうなってくると、高齢者で独居老人だとか、年金だけで生活している方、そういうところについて、一番影響のある基本料金っていうのは、余りいじりたくないっていうのは。これは私の考えですよ。若い人達にしてみれば、高齢者は貯金がいっぱいあるんだから、そのくらい上げたっていいんじゃないかってそういう話もあるかもしれませんが。歳のあれで給料が入ってくるわけでもなし、年金だけで生活している方々に負担をかけるのはちょっと。これは、料金設定がどうのこうのっていうのではなく、中の割合、中身の問題について、事務局としてはその辺のところの裏付けの数字っていうのはとれるんですよね。この次ぐらいの審議会です。

事務局 先ほど申し上げましたけれども、今日、委員の皆様からご意見をいただき

ました。そういったものを整えた形で、次回資料を作成し、ご提示させていただきたいと思います。

委員

水道料金ってところになると、使用量が減ってくれば収入も減る、用途別をみると大口の使用者というのは余りいないみたいですので、一般家庭が多いという中で、令和15年度までの水需要の予測ってどういうふうにだしているんですか。今、例えば、高齢者がどんどん増えていくと水の使用量って減ると思うんですよね、その水需要予測について説明してください。

事務局

水需要予測につきましては、主に生活用の推計を使っております。というのは、人口の減少というのは、やはり、今、委員さんのおっしゃるとおり、顕著にでてございますので、一般家庭の水量を出して、その減少を主にここで給水収益の分としてみているところでございます。他の用途につきましては、ほぼ横ばいというふうに考えて推計をしているところでございます。結果、給水収益は、一般家庭については人口の減少に伴い減少し、他の用途については、ほぼ横ばいという形でお示ししているところでございます。以上です。

議長

そういうことは、その辺は今回のシミュレーションの中に織り込み済みということですか。

事務局

そのとおりです。

委員

議事1の方向性については、私も値上げの方向性というのは承知しております。というのは、先ほど委員さんがおっしゃっていたように、弱者もいるんだけれども、企業団自体が潰れてしまえば、ライフラインが無くなってしまふ。そうならないために今審議をしていると私も思っております。それは、5年後、10年後に維持していくために今必要なんだというのは承知をして、方向性については理解してますが、議事2の料金設定の方針についてというのが、どういう方針なのかよくわからないんですが、ご説明いただけますか。どういう方針を今議論しているんでしょうか。

事務局

2番目については後半でお示ししました、基本料金と従量料金の形態を今後も保つのか、また、段階については今までも上の方へいくのにしたがって、負担を多くしている単価がよろしいかどうかというところを方向性として、ご審議いただきたいというところでございます。

委員

方向性は承知しております。だけど、方針として、2の議題の料金設定の方針って何を議論したらいいのかが、私これだけみて、方針についてのご説明がよくわかってなかったもので、方針についてどうこれを議論、それは具体的に5%、10%、15%水道料金を決めるのか、設定の方針ってどういうことなんですか。料金設定の方針の方針って何ですか。

事務局

今おっしゃられたとおり、当然パーセントを決めていただくというのは、一つの方針ということでございます。それと、今、私がお説明した、今の形態ですね、体系、これをこのままでいくのか、どこか変えた方がいいのかという方針というところでご審議いただいて、ご意見をいただければなというところでございます。先ほど、委員さんがおっしゃったように、一般の家庭がす

ごく困っているのですが、余り上げてほしくないとかそういうようなご意見をいただければ、それに沿った形で、先ほど、局長が申し上げましたとおり、次回以降に、それに沿った料金表をお示しして、また、それについて審議していただくというようなところでございます。

委員 ありがとうございます。要は、料金形態の今の形を維持していくのか、変えていくのかと。理解不足で申し訳ございません。ありがとうございます。

委員 このグラフは右肩上がりになってるんですけども、下に段階がありますよね。1段階、2段階とか。そうすると、段階の幅があるけれども、最初の1段階と同じ段階で。こういうふうになるなら話はわかるんですけど。

事務局 そうですね。こちらについては、イメージとしてお示しただけで、ちょっとわかりづらかったかとは思いますが、このように水道料金をご負担いただいておりますということをお示しただけになります。

委員 6段階ですか。

事務局 はい。各段階の幅は違いますので。最初は1ヶ月に1^mから8^m、次は9^mから20^m、その次は21^mから40^mと段階毎に料金が異なっています。

委員 その段階の中でまた動きがあるんですね。6段階の間に。

事務局 6段階の間には無いです。段階ごとになります。

委員 そういうふうに考えると、9^mと10^mは同じでしょ。

事務局 いや、^m単価が上がっていきます。

議長 単価が上がっていきますよと。電気料金と同じだよ。

事務局 一緒です。段階の中の料金は同じです。当然、使えば上がっていきますけれども。単価は同じです。

委員 1杯の水が最初100円だったけれども、上にいけば、使った人は150円になるよっていうような。

委員 あの体系をどう思いますかっていう話だと思いますけど、企業団の経営だけを考えれば、基本料金をバァーと上げていくのが一番収益が増えますから、一番いい話であろうものですけども、それはちょっとなかなかできないことだと思うんで、この体系を崩して、何か新しい案があるかっていうのも難しい話だという気がします。幅をどうするかっていうのはあるのかもしれませんが。

議長 それは、また。基本料金の中には人件費も固定費も入っているんですよ。基本的に、固定費は皆ほとんど基本料金に入れたよってことで。それ以外に、3番目にある維持管理に係る経費や減価償却費、支払利息なんかも一部従量料金の方に入ってますよってことでいいんですかね。先ほどの説明だと。

事務局 今画面の方にだしております、17ページの資料、先ほどもご説明申し上げましたけれども、基本料金の大体を占めているものと、従量料金の内訳の現状ではこういった形になっております。

委員 実際に基本料金は下げてありますよ、ということなんですね。

事務局 公平性を保っているということです。

議長 それに、先ほどありました、人員もかなり減らしているということもあり、努力はしてます、ということですか。

事務局 そのように捉えていただくと非常にありがたいです。

議長 料金設定の方針については今までどおりと。基本料金と従量料金の組み合わせっていうか、ほぼそれでよろしいかなって思いますが、皆様いかがでしょうかね。よろしいですかね。

委員 はい。

議長 それでは、水道料金設定の方針については、今までどおり、基本料金と従量料金ということで設定していただくということで、話はまとまりましたので、進めていただきたいと思います。あとは、事務局の方で、今日の意見について、次の審議会に提出していただけるようによろしくお願いをいたします。

委員 ちょっといいですか。すぐに地震が来るかっていうようなレベルの段階で、水道管を直していくっていうのをちよびちよびちよびちよびやってて、果たして意義としてどうなのか。やるなら、一気にね、何年から何年までの間はそれに集中するような工事で、企業団が「すみません。これをやらなければしょうがない」という頭を下げてでも、一気にやるような計画を。できないのかもしれないけれど、それをやらないで、ちよびちよびやってても、また、始めにやったところがまだ駄目になっていっちゃうかもしれないですね。

事務局 ご心配いただき、ありがとうございます。前回の資料でもお示したんですけども、いわゆる老朽管、石綿管更新事業についてはですね、予算の関係もございまして、先ほどお話した職員数の関係もございまして、計画的に毎年、更新事業を行っております。それを今回、推計の中に入れさせていただいて、シミュレーションかけておりますので、その辺はご理解いただきたいと思います。

議長 他にご意見がないようですので、議事2の水道料金設定の方針についてを終わらせていただきます。それでは、次は、議事の3ですね、その他を議題といたします。初めに、委員の皆さんからご意見がありましたら、挙手をお願いします。

委員 管路更新率がやはり3割無いと。管路の更新を年1%やっていかないと100年かかると言われている水道管、年1%でやっと通常を維持できる。全国平均が0.66%でした。三芳は0.3%ということは、本当は4km更新をやっていかないと爆発してしまう、単純計算で。皆さんのお手元の資料をご覧になっているとおり、年にそれだけやらないと。当然、委員さんがお話されたように、更新には莫大な費用がかかることは、承知はしております。水道料金の回収も100%のところ71.7%、残り約3割を、お金をかけた水がどぶに捨てられている、要はお金を捨てているんです。これをなんとかしない限り、どうしようもない、根本的に。まずは、ここをどうしていくのか教えてください。

事務局 まず、料金回収率、これについては、いわゆる水をつくるお金に対して給水収益のどれぐらいの割合があるのか。要は、水道料金で全て水が賄えてい

れば100%になります。自己資金的な料金収入が3割足りないという数字でございます。なので、漏水とか、お水を捨てている、というそういうことではないです。そこはご理解いただきたいと思っております。それとですね、先ほどお話のありました、漏水については、数年来から年次計画で漏水調査を事前にかけておりまして、当然、漏水したら、すぐに対応というのは当たり前なんですけれども、漏水をする可能性が高いところを、年次計画で修繕、改修を進めております。なので、漏水については、パーセンテージ的に言いますと年々漏水の率は減ってきているところです。それにつきましては、引き続き、漏水調査を今までどおりに続けていって、さらに、漏水の可能性とか、率の方を下げていきたいと思っております。以上です。

委員

はい。漏水がらみの最近ニュースでみたら、衛星からも発見できるということもあったようですので、この辺はご承知おきかと思っておりますが、そういう面も含めてですね、事前にお金をかけずに、漏水が見つければなと思っております。それと、あと、消防の火災のときに、消火栓から放水している状況があると思っておりますが、そういうのも、結局、その有収率というんでしょうか、そういうのとは、影響しているんでしょうか。

事務局

消火栓から出す水につきましては、お金をいただいていない水量として把握しております。実は、有収率というのは、お金をもらった率ですので、当然、火事がたくさん増えて、水をじゃんじゃん流してしまえば、それは下がりますけれども、ただ、消火栓で使用する水というのは、法律で決められて、市の負担で消火栓を設置して、消防に使うということは、決められたことですので、それは致し方ないのかなというところでございますし、現状では、さほど大きな割合を占めているものではございません。水量についても、こちらで把握しておりますので、そこは特段、問題ないところでございます。

委員

ありがとうございます。私も知識がないものですから、いろいろなことを聞いて、すみません。事務局長、次長がお答えいただいたように、優秀な皆さんが考えて、その中で、お金を上げなくちゃいけないという状況に今きているというふうに私も思っておりますので、なるべく、市民、我々皆さんに負担が無いように、また、5年、10年水道事業が伸びるようなギリギリのラインで、いい案をお示しいただければと思います。ありがとうございました。

議長

他には何かございますか。ないようですので、事務局の方からお願いします。

事務局

はい。それでは、本日は活発なご審議ありがとうございました。先ほど、会長からもありましたが、本日、説明した資料、ご意見などを基にですね、次回には、水道料金表を作成し、お示しして、実際の水道料金の方向についてご審議いただければと考えている次第でございます。それと、事務局から2点ご連絡させていただきます。まず、1点目、前回同様、今回の会議要旨につきましては、まとめましたら、皆様へご送付いたしますので、内容の確認をお願いしたいと思います。なお、会議内容につきましては、皆様の確認後、企業団のホームページへ掲載させていただこうと思っておりますので、ご了承くださ

い。2点目、第3回の日程ですが、次回につきまして、少し間があいて申し訳ないのですが、11月7日13時30分から、この場所で会議を予定しております。後日、改めて正式な通知をさせていただきますけれども、現時点で、ご都合の悪いという方はいらっしゃいますでしょうか。

委員

はい。都合が悪いです。

事務局

まだ、あくまで、予定でございますので、もし、調整できれば、こちらの方で調整して、別の日ということもあろうかと思いますが、とりあえず、この日で調整させていただければと思います。私の方からは以上でございます。

議長

以上で、本日の議事は全て終了しました。最後に進行を事務局にお返しします。

事務局

(進行)

それでは、司会からお話をさせていただきます。円滑な議事進行ありがとうございました。これにて、本日の会議を閉会させていただきます。長時間にわたり、ありがとうございました。